



No. 273
 郵便番号 937
 発行 富山県 魚津市役所
 編集発行人 高瀬善一郎
 毎月1回1日発行
 印刷 魚津印刷 KK

人口のうごき

	男	女	計
出生	34	30	64人
死亡	24	10	34人
婚姻			39組

林業の基礎的なしくみを改善

林業構造改善事業

国では、ゆたかな森林資源の開発をすすめるため、昭和39年度から林業構造改善事業を実施しております。ご存じのように魚津市は、全面積の七二割を占める一万畝余りの民有林を有しておりますが、この広い森林を何とか利用度のある生産性の高いものにならねばなりません。そこで林業構造改善事業を、45年度実施目標に作業をすすめることになっておりますので、つきにこの事業がどのようなものか述べてみましょう。

わが国の経済は、近年めざましく発展し、国民の生活も年々よくなってきております。しかし、これを産業別に見、地域別に見ますと一様ではなく、かなりの差異が認められます。国としては、つり合いのとれた国民生活の向上をめざしていろいろの対策をすすめております。林業については、林業基本法を制定し、林業生産の増大と生産性の向上、林業従事者の所得の向上を目標に施策がすすめられることになっております。

林業構造改善事業は、そうした一連の施策のうち、とくに林業の基礎的なしくみを改善するため、次のような事業をとりあげております。

①経営規模を大きくする。②経営の近代化に必要な林道開設。



総事業費はやく七千万円が予定され、このうち林道開設に七千万円は経営基盤の整備にあてられることになり、この事業に対しての補助率は、国が五割、県も林道については二割の補助をすることになっております。



この林道開設事業が大きな割合を占めることになっております。

地域指定があれば

45年度から実施

市では、林業の振興に本格的に取り組むため、林業構造改善事業地域指定を国へ申請してまいります。これが認可になれば、

①労働の生産性をあげるために必要な機械、施設を導入する。
 ②そのほか林業構造の改善をすすめるのに必要な事業。

③林道の流動化 不在村所有者の林地を分割などして購入し、経営規模を拡大する。
 ④林地の集団化 小規模林業経営が合理的に行なわれるように地域内の林地を相互に交換し、林地の集団化をはかる。

生産基盤の整備

①林道の開設 利用区域を三〇〜五百畝にするため、機械を使った協業など、そのほかの林業構造改善事業と密接な関係ある比較的小さな林道をつくることにより、林業経営の改善をすすめることとする。

資本整備の高度化

①木を切ったり、運んだりする素材生産、造林地の地ごしらえ、苗木の手入れ、苗木づくりなどは、機械をつかった協業によって行ない、林業経営の近代化をはかる。

短期間の収入を確保し、育林などの林業生産が安心して行なえるようにするため、しいたげなめこの特殊林産物の生産を近代的な施設を使い協業によって行なう。

早期育成林業と協業の推進

成長の早い外国樹種を導入したり、杉や松などに新しい育成方法を導入したりして、モデル的に造林を行なう。また、機械施設はすべて協業によって運営されることになっていくので、この協業活動がうまくいくように、通信連絡用施設の導入や協業計画の調査をすすめる。

近代化をはかる

この構造改善事業のおもな仕事としては次のようなものがあります。

①入会林野の近代化 積極的利用されないうままになっている

春は火災の季節

25日から火災予防運動

長かった冬も終わろうとしていきまふ。いよいよ暖かい春の訪れが一日と近づいてくるきょうこの頃ですが、新聞に火災の記事を見かけることが、だんだん多くなるのもこの季節です。

富山県の例をみましても、年間の火事約四〇〇近くがこの時期に発生しています。これは暖かくなったために、買物にたたり、レジャーに出かけ、とかく外出の機会が多くなること、気のゆるみから今まで用心していた「こたつ」や「ストーブ」の不仕末、火を消し忘れての外出が火災の原因のようです。また、「たばこ」の投げ捨てによる火災もめだたてふえています。

とくに、北陸地方は春先になりますと、フェーン現象のため空気が乾燥しますので、建物にも火がつきやすい状態になり、火事の危険性が多いのです。

昨午市内では二十件の火災が発生し、やく一千万円を灰にしてありますが、春先には三分の一にあたる七件の火災が発生しています。

ことしも3月25日から二週間県下いっせいに「春の火災予防運動」が展開されます。消防本部では、25日〜31日まで車両などを中心とした火災予防、4月1日〜7日までは家庭の火の元点検、旅館などの防火検査を重点事項として実施することになっています。

お互いに火災を出さないために、火の元の点検をこの機会にやってみましょう。

また、火災を防ぐため、次のような家の防火診断四チェックをやって、火の元の安全を確かめましょう。

①場所が危険でないか。②器具は安全か。③使い方は正しいか。④あと始末は完全か。



体力づくりに役立つよう

市教委では、4月から一年間「わたって中央青年学級をひらきます。これは、勤労青少年を対象に毎週一回開催し、一般教養、生活技術を中心に勉強するもので学級生を次のように募集します。

4月から
 中央青年学級ひらく
 受講生募集

は住所、氏名、年齢、職業を葉書または電話で、22日まで市教委へ。

なお、開講式は4月2日(水)午後7時から図書館で行ないます。

歩こう会

「一歩」など大きくとりあげられています。

魚津市の歩こう会は、毎月第一日曜日実施しておりますが、ことしのコースがきまりました。月にいちどぐらいは、歩こう会に参加して、健康からだづくりに役立ててください。

▽4月 大谷・開木
 6日午前9時市民会館前を出発、友道場―大海寺野―大谷―開木―市民会館と十キロ歩きます。

▽5月 松倉城址
 11日電鉄魚津駅―北山―松倉城址―金山谷と十キロ歩きます。

▽6月 片貝山荘
 6日電鉄魚津駅―奥平沢間―片貝山荘―復十二キロ歩きます、奥平沢間からバスで帰ります。

▽7月 片貝山荘
 6日電鉄魚津駅―奥平沢間―片貝山荘―復十二キロ歩きます、奥平沢間からバスで帰ります。

▽8月 奥東城・黒沢
 3日電鉄魚津駅―東城―黒沢―小川寺と歩きます、小川寺からバスで帰ります。

▽9月 有峯湖(7日)
 10月 片貝の蛇石
 5日電鉄魚津駅―奥平沢間―片貝山荘―復十二キロ歩きます、奥平沢間からバスで帰ります。

▽11月 池原・古鹿熊
 2日電鉄魚津駅―坪野間―池原―古鹿熊―金山谷と歩きます、金山谷からバスで帰ります。

3月は市税の滞納をなくする月間

昭和三十九年度市税の納期は、2月末です

昭和三十九年度市税の納期は、2月末です。滞りまじくみなさんには、税金を滞りなく納めていただくことが大切です。お忘れの人がありましたら、お忘れの納めようか。市税は、住みよく、ゆたかな生活ができるよういろいろな事業に使われています。その運営がうまくゆきません。

市民のみなさんの中で、税金を納め忘れの人もあると思います。市では、年度末の3月を「滞納をなくする特別月間」として、滞納者の自覚をうながしていくことになっております。この期間中には、滞納金のあ

るご家庭へ税務課職員が訪問し、滞納について相談することになっております。

また、どうしても滞納されたい人については、徴収確保の立ち場から、やむを得ず財産の差し押えや公売を行なうなどして、滞納整理を実施していく方針です。

▽1日から11日まで 滞納税金を通知するとともに納税相談を実施

▽12日から21日まで 期日までに滞納されたい人について財産の差し押え

▽22日から30日まで 差し押え物件の公売

固定資産課税台帳おみせします

昭和三十九年度の固定資産税の課税標準となる価格を登録した課税台帳(土地・家屋・償却資産)を次のようにおみせします。

▽期間 3月1日(土)から3月20日(木)まで(日曜日は除く)

▽時間 午前9時から午後4時まで(土曜日は正午まで)

場所 市役所税務課

農地以外の土地は、ことしも調整課税標準額によって課税されます。すなわち、昭和39年度の価格の上昇率に38年度の価格の上昇率に応じた負担調整率を掛けた計算した額に課税されます。このため、これらの土地は、昭和43年度にくらべていくぶん高くなります。

被保険者証が変わります

市国民健康保険加入者に交付されてます被保険者証は、3月31日で無効となりますので、新しい被保険者証と交換することになります。新しい被保険者証(オレンジ色)は、3月中旬に区長さんを通じ交付することになっております。引き換えに現在使用されているものを返納してください。

新しい被保険者証をもらったときは、記載事項を確認していただき、ご不審な点がありましたら市役所市民課へご連絡願います。

国民年金 保険料は早めに

国民年金の保険料を納めましたが、せつかく加入していても保険料を納めない人は、国民年金からの恩恵をうけられなくなります。

たとえば、年をとって働けなくなったときに受ける老令年金や、けがや病気になったときに受ける障害年金、また、夫と死別したときに受ける母子年金なども一定の期間、どこかおりに納めていなければ受けられないことになっております。

また、生活水準の向上にとともに、年金の金額の大幅な引き上げをはじめ、制度の内容もいろいろと改正するよう検討がすすまれているので、納め忘れている人は、すぐに納めることが肝心です。

幼児検診

該当者は保育園・幼稚園児を除く二歳と四〜五歳児で、昭和38年4月2日〜39年7月31日の出生者と、40年8月1日〜41年7月31日の出生者です。

校下 検診日 場所

道下	5日	小学校
上甲島	11日	小学校
上野方	12日	小学校
天野	14日	小学校
経田	18日	公民館
本江	19日	公民館
大積	20日	公民館
加積	24日	公民館
片貝	25日	公民館
住吉	26日	公民館
村木	27日	小学校

受付時間は午後1〜2時

医師による健康相談 3月の健康相談は、27日(木)午後1時から3時まで市役所保健室でひらきます。

また、3月の健康相談日は、5日、12日、19日、26日(毎週水曜日)です。午前10時から午後3時まで市役所保健室でひらきます。ご利用ください。

妊婦検診日の変更 (第三金曜日)の妊婦検診日は祭日のため28日に変更して行ないます。

